

2024年9月9日

受益者の皆様へ

アムンディ・ジャパン株式会社

「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型」  
「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型」  
「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）」  
「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）」  
**投資信託約款変更の予定に関するお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、追加型証券投資信託「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型」、「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型」（愛称：ロイヤルギフト）および「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）」、「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）」（愛称：ロイヤルギフト（為替ヘッジあり））（以下「本ファンド」、「各ファンド」または「年2回決算型」および「毎月決算型」といいます）は、投資信託約款変更を予定しております。詳細につきましては、下記をご覧ください。

弊社といたしましては、このたびの投資信託約款の変更について、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定する「その変更の内容が重大なもの」に該当するとの判断をいたしましたので、同法の規定に基づき、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を実施することといたします。

つきましては、本書面および後述の「書面決議参考書類」をお読みいただき、議案の賛否および必要事項を同封の「議決権行使書面」にご記入の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、賛成されたものとさせていただきます。したがって、賛成いただける場合には特段お手続きをとっていただく必要はございません。

また、各ファンドの書面決議は独立しており、書面決議の結果によっては、一部のファンドのみ約款変更が行われる場合があります。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

## 記

### 1. 書面決議の議案について

保有ファンドに応じて、議案が異なります。

議案が複数あるものは、どちらか一つでも反対の場合は「反対」としてご回答ください。

ファンド名	議案の内容
アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型	議案① ESG投信化に伴う変更
アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型	議案① ESG投信化に伴う変更 議案② 毎月決算型の予想分配金提示型への変更
アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）	議案① ESG投信化に伴う変更
アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）	議案① ESG投信化に伴う変更 議案② 毎月決算型の予想分配金提示型への変更

#### 議案① ESG投信化に伴う変更

##### ● 対象ファンド

- アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型
- アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型
- アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）
- アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）

##### ● 投資信託約款の変更内容および理由

持続的な社会の実現に貢献が期待される投資をすることが、お客様の資産の長期的な成長により資すると考え、運用の基本方針、投資先ファンド、ならびに、ファンド名称の変更を行うものです。ただし、約款変更後も現行の投資先ファンドと同一の運用哲学の下で運用を行うファンドへ投資する予定です。新たな投資先ファンドの概要ならびに本ファンドのESG投信としての定義は、巻末【別紙】をご参照ください。

また、愛称は一律「サステナブル・ギフト」とします。

#### 議案② 毎月決算型の予想分配金提示型への変更 <対象ファンド保有者のみ>

##### ● 対象ファンド

- アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型
- アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）

##### ● 投資信託約款の変更内容および理由

収益配分方針について、分配金額の決定プロセスを可視化するため、基準価額水準に応じた予想分配金を開示する「予想分配金提示型」とし、ファンド名称を変更します。「予想分配金提示型」への変更は、分配金を安定的に受け取りたい受益者の利益に資すると考えております。なお、予想分配金の水準につきましては、巻末【別紙】をご参照ください。

※書面決議の結果、上記変更の実施が決定された場合には、「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型」および「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型」について、ファンド名称に「(為替ヘッジなし)」を追加する約款変更を2025年3月6日付で行う予定です。

## 2. 書面決議の手続きおよび日程

① 受益者の確定	2024年9月9日
② 書面による議決権の行使の期間	2024年9月9日～2024年10月21日
③ 書面による決議の日	2024年10月22日
④ 約款変更予定日	2025年3月6日

本書面による議決権の行使については、2024年9月9日時点の受益者を対象としております。本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

本決議の結果は、2024年10月22日に委託会社のホームページにてお知らせいたします。可決された場合は、2025年3月6日付に変更となります。前記の議決権口数による賛成を得られず、議案が否決された場合は、投資信託約款変更は行いません。この場合、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

## 3. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、議案について賛成または反対される旨等をご記入の上、2024年10月21日までに同封の返信用封筒にてご送付ください。2024年10月21日到着分までを有効とさせていただきます。なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、賛成されたものとさせていただきます。したがって、賛成いただける場合には特段お手続きをとっていただく必要はございません。

### 〔ご注意事項〕

- ・「年2回決算型」を保有する受益者の皆様は、「①ESG投信化に伴う変更」についてご回答ください。
- ・「毎月決算型」を保有する受益者の皆様は、「①ESG投信化に伴う変更」および「②毎月決算型の予想分配金提示型への変更」の両方に賛成される場合は「賛成」を、1つでも反対される場合は「反対」の旨をご回答ください。
- ・同一の受益者の方が一議案につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成するものとさせていただきます。

## 4. 反対受益者の買取請求手続きについて

本ファンドの投資信託契約の解約手続きにおいては、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、買取請求の適用はありません。なお、取扱販売会社において通常通り、ご換金のお申込みを受付けます。

### このお知らせに関するお問合せ先（委託会社）

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン  
電話 050-4561-2500（委託会社の営業日の9:00～17:00）  
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>



以上

# 書面決議参考書類

## 1. 投資信託約款の変更の案

※イ、※ロ、※ハ、※ニ については、後記の表よりそれぞれあてはめてご確認ください。

愛称	ロイヤルギフト		ロイヤルギフト (為替ヘッジあり)	
※イ	年2回決算型 (為替ヘッジなし)	毎月決算型 (為替ヘッジなし) (予想分配金提示型)	年2回決算型 (為替ヘッジあり)	毎月決算型 (為替ヘッジあり) (予想分配金提示型)
※ロ	年2回決算型	毎月決算型	年2回決算型 (為替ヘッジあり)	毎月決算型 (為替ヘッジあり)
※ハ	40		41	
※ニ	別に定める投資信託証券		指定投資信託証券	

「投資信託約款」の新旧対照表

新	旧
<b>ファンド名称</b> 追加型証券投資信託 アムンディ・グローバル・ <u>サステナブル・バリュー</u> <u>ー・ファンド</u> ※イ	<b>ファンド名称</b> 追加型証券投資信託 アムンディ・グローバル・ <u>ストラテジー株式</u> <u>ファンド</u> ※ロ
<b>「運用の基本方針」</b> <b>【運用方法】</b> (1) 投資対象 (略) (2) 投資態度 ① ファンドは投資信託証券への投資を通じて、 <u>持続可能な社会の実現に貢献が期待される</u> 世界各国の株式等へ実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②～⑦ (略) (3) 投資制限 (略)	<b>「運用の基本方針」</b> <b>【運用方法】</b> (1) 投資対象 (略) (2) 投資態度 ① ファンドは投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式等へ実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②～⑦ (略) (3) 投資制限 (略)
<b>付表</b> I. 投資信託証券 投資信託約款第16条第1項、第 ※ハ 条第2項および別に定める運用の基本方針における「※ニ」とは次の投資信託証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。 1. 外国投資証券 「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」 (First Eagle Amundi International Fund) 2. <u>外国投資証券</u> <u>「ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュー・ファンド」</u> 3. <u>投資信託の受益証券</u> 「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」	<b>付表</b> I. 投資信託証券 投資信託約款第16条第1項、第 ※ハ 条第2項および別に定める運用の基本方針における「※ニ」とは次の投資信託証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。 1. 外国投資証券 「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」 (First Eagle Amundi International Fund) <u>&lt;新設&gt;</u> 2. <u>投資信託の受益証券</u> 「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」

## 2. 投資信託約款で定められた受益権の内容に変更を加え、又は受益権の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更又は影響の内容及び相当性に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日

2025年3月6日

## 4. 投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件

本議案につき、書面による決議が議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成を得られない場合には、投資信託約款の変更は中止されます。

## 5. 投資信託約款の変更をする理由

本ファンドは、実質的な運用を行うファースト・イーグル・インベストメンツのグローバル・バリュー・チームが割安と判断する世界の株式を実質的な主要投資対象としながら、金関連資産や現金等にも戦術的に配分することで、相場環境による影響を抑制することを意識しながら投資信託財産の中長期的な成長を目指して参りました。本ファンドの実質的な運用を行う同チームは、2020年より本ファンドと同じ運用哲学の下、「持続可能な社会の実現」を意識した運用をより低い信託報酬水準でスタートしました。近年、地球温暖化や気候変動、地球資源の枯渇などの環境問題、人権や企業統治といったテーマが社会で注目され、足元では新型コロナ・ショックやウクライナ問題などを経て、かかるテーマへの注目がより高まるなか、弊社では、同運用を行うファンドへ投資することがお客さまの中長期での資産成長により資するものと考え、約款変更を行うものです。また、毎月決算型のファンドについては、分配方針をより明確化し透明性の高い運営を行うための約款変更を合わせて行います。

## 6. 投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実

- ・投資先ファンドの入替に伴い、売買コストが発生します。
- ・本ファンドは、投資先ファンドを通じて、特定の業種やアムンディのESG評価の低い企業を投資対象から除外して、ポートフォリオの構築を行うことにより、より幅広い銘柄の株式に分散投資した場合と比べて、基準価額の動きが異なる場合や変動幅が大きくなる場合があります。
- ・今回の書面決議の結果、投資信託約款の変更されないファンドがあった場合には、スイッチングの取扱いができなくなる可能性があります。

## 巻末【別紙】

### 1. 新たな投資先ファンドの概要

投資先ファンドを「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」(以下「AIF」といいます) から「ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュー・ファンド」(以下、「SVF」といいます) に変更します。

#### <投資先ファンドの比較表>

	新たな投資先 (SVF) ※1	現行の投資先 (AIF)
名称	ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュー・ファンド	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド
ファンドの形態	ルクセンブルク籍／オープンエンド／会社型投資信託 (米ドル建)	(同左)
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界中の様々な証券に投資することで長期的な資産の成長と、持続的な社会の実現や環境に与える負荷の削減を目指します。</li> <li>時価総額、地理的分散またはポートフォリオの状況に制約を受けることなく、主として世界の株式および債券に投資します。ただし、化石エネルギー、(非再生可能資源を使用する) 公共企業、タバコ、核兵器に関する証券には投資しません。</li> <li>ポートフォリオにおける持続的な社会の実現に貢献している企業の比率を51%以上に維持します。</li> <li>運用プロセスは、発行体の財務内容のファンダメンタル分析、市場の見通し等に基づきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての資産カテゴリーにダイナミックに分散投資することによって資産の成長を目指します。</li> <li>時価総額、地理的分散またはポートフォリオの状況に制約を受けることなく、主として世界の株式および債券に投資します。</li> <li>(同左)</li> </ul>
信託報酬	0.75%上限	1.00%上限+成功報酬※2
設定	2020年8月 実質的に投資するファンドは新設のシェアクラスです。	1996年8月
運用会社	ファースト イーグル インベストメント マネジメント	(同左)

上記の変更により、新たな投資先ファンドの信託報酬が現行ファンドよりも低いため、本ファンドの実質的な負担の上限が、現行 (年率 1.858%+成功報酬) から年率 1.608%に引き下げとなります。

	変更後	現行
本ファンドの信託報酬	0.858% (税込)	(同左)
組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの	<u>SVF : 0.75%上限</u>	<u>AIF : 1.00%上限+成功報酬※2</u>
<b>実質的な負担の上限※3</b>	<b><u>1.608% (税込)</u></b>	<b><u>1.858% (税込) +成功報酬※2</u></b>

※1 新たな投資先ファンドについては、本書作成日現在の情報に基づき作成しています。新たな投資先ファンドの内容変更については現在ルクセンブルク当局の承認待ちのため、今後変更になる場合があります。

※2 AIFの基準価額の収益率が、SOFR (担保付翌日物調達金利) +4.3% (年率) を上回った場合に、当該超過分に対して15%。

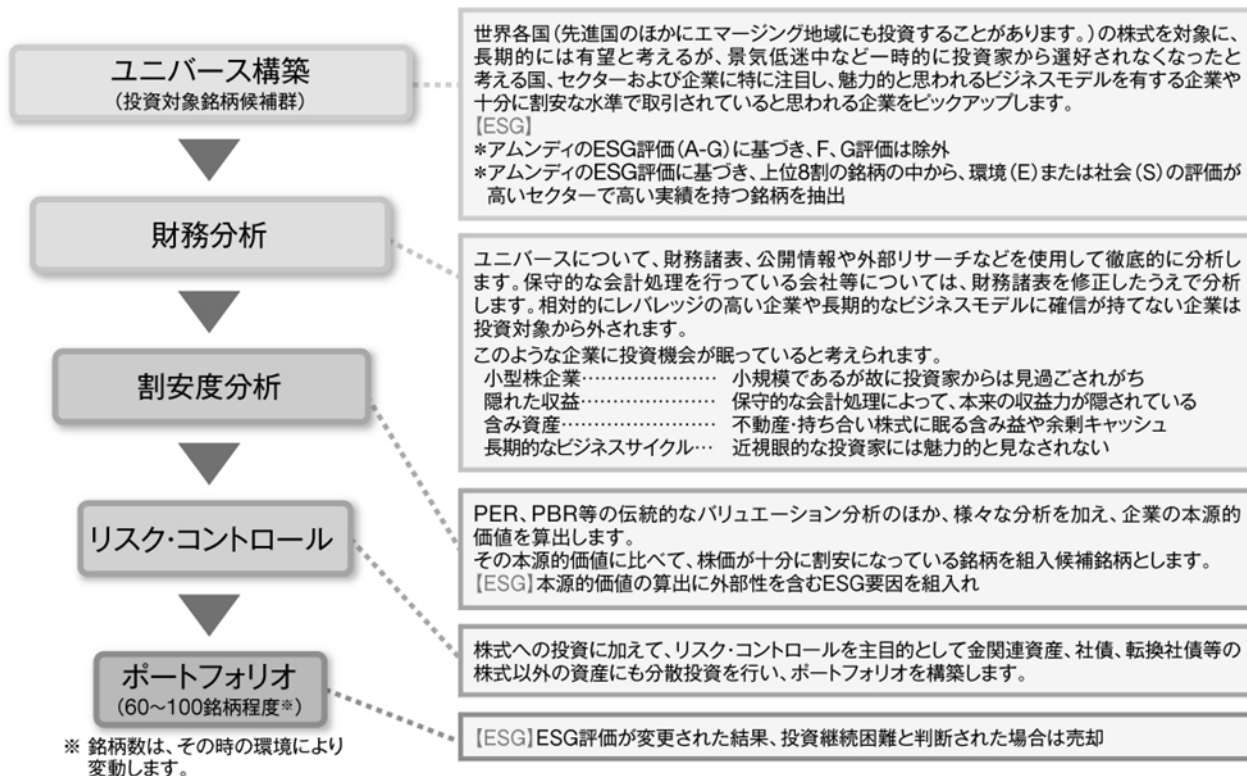
※3 本ファンドの信託報酬率に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを加算しています。

## 2. 本ファンドのESG投信化について

本ファンドを委託会社の定める「ESG投信」※1とし、投資対象を選定するうえでの主要な要素を持続可能な社会の実現に貢献が期待される投資が行われていることとします。なお、新たな投資先ファンドにおいては、アムンディの定義する「サステナブル投資比率」※2を51%以上とすることを目標とし、運用報告書において開示する予定です。

### ■新たな投資先ファンド（SVF）の運用プロセス

現行のAIFの運用プロセスにESG評価方法（【ESG】と表記しています）が追加されます。



\* 運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### ※1 委託会社の定める「ESG投信」について

委託会社のホームページに掲載の「アムンディ・ジャパンの提供するESGファンドについて」をご覧ください。[https://www.amundi.co.jp/esg/esg\\_funds](https://www.amundi.co.jp/esg/esg_funds)



### ※2 アムンディの定義する「サステナブル投資 (Sustainable Investments)」

良好なガバナンス(G)のもとで、長期的に持続可能な環境(E)ないし社会(S)の実現という目的につながる事業活動を、他に重大な悪影響を与えることなく行う企業への投資を目指します。アムンディの分析フレームワークでE、S、Gそれぞれの評価を構成する要素のなかでも、一定項目について設けられた閾値を超える企業が対象となります。なお、ポートフォリオにおける当該企業への投資比率を「サステナブル投資比率」といいます。

### (ご参考) アムンディのESG評価

委託会社の親会社であるアムンディで開発された独自の分析手法に基づく企業のESGレーティングです。環境・社会・ガバナンスについて38の評価項目が採用されています。ESGアナリストがセクター毎の重要性の違いを反映し評価項目のウェイトを定め、セクター内でそれぞれの項目を比較評価するうえで適切なデータとベンダーを特定します。これらのデータを加重し組み合わせるうえで、7段階(A~G)のESGレーティングが算定されます。

### 3. 「毎月決算型」の予想分配金水準

原則として、毎決算時（毎月5日。休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づき分配します。計算期間末の5営業日前の基準価額に応じて、以下の金額の分配を目指します。

毎計算期間末の5営業日前の基準価額	分配金（1万口当たり、税引前）
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上 12,000円未満	100円
12,000円以上 13,000円未満	200円
13,000円以上 14,000円未満	300円
14,000円以上 15,000円未満	400円
15,000円以上	500円

\* 分配対象額の範囲は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

\* 分配対象額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

#### （留意事項）

- 分配金額は、基準価額に応じて算出されるものであり、毎月変動します。
- 基準価額が上記水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配金が継続されるというものではありません。
- 分配金の支払いにより基準価額は下落します。これにより次期以降の分配金額に影響を与える場合があります。また、一定水準の分配金額を保証するものではありません。
- 計算期間内に基準価額が急激に変動した場合等、基準価額水準や市場動向等によっては、委託会社の判断により上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。